

# 仮設施設整備事業の概要

中小機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づいて、被災された地域等において、早期の事業活動再開を希望する中小企業等が入居する仮設施設(店舗、工場、事務所等)を整備する事業を実施しています。

○ 市町村から貸与を受けた用地に、中小機構が仮設施設(店舗、工場、事務所等)を整備し、市町村を通じて被災中小企業等に貸与します。

○ 被災中小企業者等の要望をとりまとめた市町村からの要請を受けて、市町村との協議が整い次第、工事に着工します。

○ 市町村が具体的な入居条件及び入居者を決定し、中小企業者等が入居します。

○ 施設完成後は、機構から市町村に無償譲渡します。

## 【仮設施設整備事業スキーム図】

